

学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について

(1) 都市自治体が新築・増改築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

また、屋外教育環境施設の整備に係る補助事業については、令和7年度以降も継続して実施すること。

(2) 空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、児童生徒の学校生活環境を更に改善していくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 文教施設の新設や大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。

3. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

4. 物価高騰対策関係について

公立学校施設等の整備に係る建築単価については、物価高騰を踏まえ、実勢価格に即した基準になるよう見直すこと。